

公立大学法人県立広島大学の利益処分認定の考え方のたたき台について（案）

1 承認に係る法根拠

公立大学法人県立広島大学（以下「法人」という。）の利益処分について、地方独立行政法人法第40条第3項により、設立団体の長の承認を受けようとする額は、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（総務省告示）（以下「会計基準」という。）」に基づき、次のいずれの要件にも合致する場合に承認する。

- (1) 当該事業年度における経営努力により生じたと認めるもの。
- (2) 法第26条第2項6号に基づき、中期計画に定められた剰余金の使途に充てようとするもので、かつ合理的な使途であると認められるもの。

2 経営努力認定の考え方のたたき台

経営努力認定にあたっては、「会計基準第71号（法第40条第3項による承認の額）〈参考〉経営努力認定の考え方」（以下、「会計基準71〈参考〉」という。）に基づき、以下のとおり財源別に承認する考え方を定める。

いずれの場合も、経営努力認定を受けようとする場合には、法人の経営努力により生じたものであること及び、剰余金の使途が中期計画に定めた剰余金の使途であり、かつ合理的な使途であることについて、法人自らその根拠を立証しなければならない。

- (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益によるもの

①対 象 授業料収益、入学金収益、受託研究等収益

②考え方 会計基準71〈参考〉4（1）に基づき、運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益については、経営努力により生じたものとして認定する。

- (2) 運営費交付金収益によるもの

①対 象 運営費交付金に係る部分の剰余金

②考え方 会計基準71〈参考〉4（2）に基づき、中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少し、その結果発生した利益については、原則として経営努力によるものと認定する。

3 経営努力として認められないもののたたき台

- (1) 使途を特定して交付された特定運営費交付金によるもの

- (2) 本来行うべき業務を行わなかったために費用・収益が減少したと認められるもの

例：在籍者数が定員に満たない場合

目的を達成する前に、年度途中で事業を中止した場合（再構築によるものなどは除く）

必要な教員の補充を行わなかった場合

4 認定までのスケジュール

項目	時期	業務内容等	評価委員会開催
年度終了	3月末	・年度事業の終了(法人)	4～5月 第1回 ・年度業務実績評価実施要領の修正案 ・剰余金にかかる経営努力認定の考え方
評価準備	4月～6月	・業務実績報告書, 財務諸表作成(法人) ・現地視察等	
実績報告	6月末	・業務実績報告書, 財務諸表等提出(法人) (年度終了後, 3ヶ月以内に提出)	7月上旬 第2回 ・業務実績検証(法人ヒアリング) ・評価のたたき台作成 ・剰余金にかかる経営努力認定への意見のたたき台 7月下旬 第3回 ・評価案の決定 ・剰余金にかかる経営努力認定への意見案の決定
評価	7月	・業務実績検証(法人とのヒアリング) ・財務諸表検証 ・評価結果(案)作成 ・法人からの意見申出機会の付与 ・評価結果(最終案)作成 ・評価結果の決定	
報告・公表	8月～9月	・評価結果の知事への報告及び法人への通知 ・財務諸表意見聴取, 財務諸表承認	

地方独立行政法人法（抜粋）

（中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 六 剰余金の使途
 - 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
- 3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 5 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（利益及び損失の処理等）

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

- 2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する剰余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その剰余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。
- 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。
- 5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 6 地方独立行政法人は、第四項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお剰余があるときは、その剰余の額を設立団体に納付しなければならない。
- 7 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

地方独立行政法人（公営企業型を除く）に適用される会計基準及び注解（抜粋）

第 71 法第 40 条第 3 項による承認の額

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「地方独立行政法人法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあっては「地方独立行政法人法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けようとする額」としてその総額を表示しなければならない。（参考）

- ＜参考＞経営努力認定の考え方について
- 1 利益の処分に関する書類における「法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあっては「法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）は、地方独立行政法人の当該事業年度における経営努力により生じたとされる額である。
 - 2 上記 1 の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというのではなく、合理的な用途でなければならない。
 - 3 「法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。
 - 4 具体的には、以下の考え方によるものとする。
 - (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（「第 24 行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。）から生じた利益については、経営努力により生じたものとする。
 - (2) 中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合には、その結果発生したものについては、原則として経営努力によるものとする。（本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合には、経営努力によらないものとする。）
 - (3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した場合は、経営努力により生じたものとする。